

平成25年(ワ)第515号 損害賠償請求事件(国賠)

直送済

原告 遠藤行雄 外19名

被告 東京電力株式会社 外1名

答 弁 書

平成25年5月24日

千葉地方裁判所 民事第3部合議4係 御中

被告東京電力株式会社訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 哉



同 水 谷 幸 治



同 船 橋 玲



同 奥 原 靖 裕



同 長 井 沙 希



〒100-8560 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

被 告 東京電力株式会社
上記代表者代表執行役 廣 瀬 直 己

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号丸の内三井ビル

シティユーワ法律事務所(送達場所)

電 話 03-6212-5500

FAX 03-6212-5700

被告東京電力株式会社

訴訟代理人弁護士	棚	村	友	博
同	岡	内	真	哉
同	水	谷	幸	治
同	船	橋		玲
(連絡担当) 同	奥	原	靖	裕
同	長	井	沙	希

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの被告東京電力株式会社に対する請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする
との判決を求めらる。

第2 はじめに

本件訴訟において、原告らは、被告東京電力株式会社（以下「被告東電」という。）に対する請求の根拠として、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）3条1項に基づく原子力事業者の責任、民法717条に基づく土地工作物責任及び民法709条に基づく一般不法行為責任を選択的に主張している（訴状102頁）。

被告東電は、福島第一原子力発電所（以下「本件原発」という。）の運転等を行う原子力事業者であり、本件原発の運転等の際に放射性物質が漏出する事故（以下「本件事故」ともいう。）が発生したことは認め、原告らの本訴請求についても、原告らの被った損害が本件事故と相当因果関係があり、かつ損害

額の立証がなされる限り、原子力事業者について無過失責任を規定した原賠法3条1項に基づき、原子力損害賠償紛争審査会の定める指針に従って、賠償に応じる方針である。

これまでも、被告東電は、本件事故の被害者の方々が被告東電に対して賠償請求をするための書式の整備を行い、これに基づいて被告東電に直接原子力損害の賠償を行う手続き（以下「本賠償手続」という。）及び原賠法18条2項1号に基づき原子力損害賠償紛争審査会の下に設置された原子力損害賠償紛争解決センターによって行われる和解の仲介手続き（以下「ADR手続」という。）において既に多数の賠償を行ってきているところであり¹、本訴請求に関しても、この点に変わりはない。

他方、原告らによる民法上の土地工作物の設置又は保存の瑕疵に基づく責任及び一般不法行為責任に係る主張については、原賠法に基づく無過失責任の主張との関係で「本件原発の瑕疵」及び「被告東電の故意・過失」という責任要件をそれぞれ加重するものであるところ、被告東電が原賠法に基づく無過失責任を負う以上は、かかる要件の有無は被告東電の責任原因を何ら左右しないものであり、被告東電の責任を基礎付けるに当たって「本件原発の瑕疵」及び「被告東電の故意・過失」の存否に係る審理判断を行う必要がないことは明らかである。また、これらの事情に係る審理を行うことによって審理が長期化することは迅速な賠償の実現を阻害し、本賠償手続及びADR手続において責任原因については争いがないことを前提として迅速に紛争解決が図られていることと

¹ 平成25年4月5日時点の請求受付件数は、個人（自主的避難等含む。以下同じ。）が165万1000件、法人・個人事業者が17万5000件であり、そのうち本賠償手続において支払済みの件数は、個人が154万4000件（支払総額8904億円）、法人・個人事業者が13万7000件（支払総額1兆0190億円）である。また、原子力損害賠償紛争解決センターにおけるADR手続の申立件数は6000件を超え、その半数以上について和解に至っている。なお、被告東電は約1万0700人の要員を確保して賠償手続に当たっており、本件事故発生地である福島県には、数千人規模の人員を配置している。

も大きく均衡を欠く結果となる。

そもそも、原賠法3条1項の原子力事業者の無過失責任規定は、過失責任に基づく民法上の不法行為の規律に関する特別法として位置付けられるものであり、原子力事故の結果放出される放射性物質の影響による損害は広範囲に及び、多数の被害者が発生することが想定されるが、他方で、高度科学技術に基づく原子力発電所における過失の認定は容易ではないなどの基礎事情を踏まえて、迅速な被害救済を実現することをその趣旨とするものと解される。したがって、我が国の法制度の下においては、原子力事故に起因する原子力損害については民法規定に優先して原賠法に基づく紛争解決が行われることが想定されていると解されるのである。

したがって、本件審理は、被告東電の賠償責任に関し、原賠法3条1項に基づき、本件事故と原告らが主張する損害の間の相当因果関係の有無及び損害論に集中して行われるべきである。

第3 請求の原因に対する認否

1 「序章 はじめに～本件訴訟の目的」（訴状9頁以下）について
本件訴訟提起の目的等を述べるものであり、認否の限りでない。

2 「第1章 福島第一原発事故にいたるまで」（13頁）について

(1) 「第1 日本の原子力に関する政策」（13頁）～「第3 福島第一原子力発電所の立地する地域」（24頁）について

日本における原子力開発の歩み、原子力法制、福島第一及び第二原子力発電所の所在する相双地域についての一般的説明であるが、原告らの被告東電に対する原子力損害賠償請求との関連が不明であるため、認否の限りでない。

(2) 「第4 原子力事故の多発」 (27頁) について

ア 「4 安全規制の見直しが限定的であったこと」のうち、原子力安全委員会が1981(昭和56)年に建築基準法の改正を取り入れて発電用原子炉施設の耐震設計審査指針(旧指針)を決定したこと、この旧指針自体に津波対策に関する記載がなかったことは認める。

もつとも、この旧指針は、原子力安全委員会(ただし1978(昭和53)年までは「原子力委員会」。以下同じ。)が1970(昭和45)年に策定した「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」(以下「安全設計審査指針」という。)における耐震設計に関する指針部分を別個の指針として策定したものであり、おおもとの安全設計審査指針には、考慮すべき自然条件として津波が挙げられており、「過去の記録を参照して予測される自然条件のうち最も過酷と思われる自然力に耐えること」が求められている。

そして本件原発は、安全設計審査指針を踏まえた国の審査においても、チリ地震津波による潮位により「安全性は十分確保し得るものとして認めるとして設置許可を取得している。

イ 原子力安全委員会が2006(平成18)年9月19日に旧指針を改訂したこと、新指針においては基準地震動の見直し、活断層の評価期間の延長、鉛直方向の地震動(上下動)の個別評価、耐震重要度分類の見直しが行われたこと、新指針において津波については地震随件事象として設計上考慮するよう求められていることは認める。

なお、この新指針とは別に、上記「安全設計審査指針」についても、1977(昭和52)年6月に原子力委員会が、1990(平成2)年8月に原子力安全委員会がそれぞれ全面改訂を行い(甲イ17)、後者においては指針27で「原子炉施設は、短時間の全交流動力電源喪失に対して、原子炉を安全に停止し、かつ、停止後の冷却を確保できる設計であること」

を求めている。

ウ その他については認否の限りでない。

3 「第2章 福島第一原発事故の概要」(32頁以下)について

(1) 「第1 原子力発電所の構造」(32頁)及び「第2 福島第一原発²の概要」(40頁)について

40頁18行目、ベントによって大量の放射性物質が大気中に放出されたとの点は否認する。

本件原発1号機及び3号機で行われたベントは圧力抑制室を通しての耐圧強化ベントであったが、この耐圧強化ベントとは、圧力抑制室内にある水のスクラビング(洗浄)効果によって放射性物質の大部分を除去し、圧力抑制室から耐圧性を強化した配管を通じて格納容器内の気体を放出(ベント)する仕組みとなっており、フィルタ装置付きのベントと同等程度の効果を有するものとして整備している。このため、上記ベントによる放射性物質の放出に当たっては、フィルタ装置付きのベントと同等程度に放射性物質の除去が行われた上で放出されたものであり、上記ベントに起因する放射性物質の放出量は放射性物質の放出量全体の1%未満にとどまると推定されている。

その他の記載については、原子力発電所の一般的構造、及び福島原発の所在地や構造、本件事故当時の稼働状況等についての一般的な説明であり、被告東電としても事実関係については特に争うものではない。

² 表題は「福島第一原発」とされているが、記載内容には福島第二原発に関するものも含まれている。

(2) 「第3 事故の概要」 (42頁) について

ア 「1 地震・津波」 (42頁) について

下記 (ア) ~ (エ) を除き, 認める。

ただし, 地震発生の正確な時刻は「14時16分」ではなく「14時46分」であり, 震源 (岩石の破壊が最初に発生した場所) は「宮城県男鹿半島」の東南東約130km, 深さ24km付近ではなく「牡鹿半島」の東南東約130km, 深さ24km付近である。

(ア) 本件地震及び津波の発生経緯

2011 (平成23) 年3月11日14時46分に発生した本件地震の震源域 (岩石が破壊した領域) は, 日本海溝下のプレート境界面に沿って, 岩手県沖から茨城県沖までの長さ約500km, 幅約200km, 深さ約5kmから約40kmに及ぶ。

宮城県牡鹿半島の東南東130kmで発生した岩石の破壊は震源から周囲に広がり, 震源の東側の日本海溝に近い, 海底に近い場所で最大すべり量50m以上の極めて大きい破壊が発生した。

第一の破壊過程では長期間の水位上昇を伴う津波が発生し, 第二の破壊過程では海底が急激かつ大規模に跳ね上がったことにより, 短周期かつ振幅の大きい (波高が高い) 津波が発生した。

さらに破壊は震源の南の福島県沖, 茨城県沖に進み, やはり津波が発生したと考えられる。

上記のとおり, 本件地震は, それぞれの震源域において「連動」して発生したマグニチュード9.0 (世界観測史上4番目の規模) の巨大地震であり, 本震規模では日本国内で観測された最大の地震である。

この地震に伴い発生し, 東北地方太平洋沿岸に大規模災害を引き起こした津波は, 津波の規模を表す津波マグニチュード (M_t) で9.1と

され、世界で観測された津波の中で4番目、日本では過去最大規模であった。

また、本件原発においては、宮城県沖並びに福島県沖に想定されるすべり量の大きい領域（波源）から発生した津波のピークの重なる度合いが強く、敷地高を大幅に上回るO. P.³+15.5mの浸水高となったと考えられる。

（イ）地震及び津波の想定

被告東電は、本件事故発生に至るまで、原子力安全委員会が2006（平成18）年9月に公表した新耐震指針や、同じく同委員会が1990（平成2）年8月に全面改訂を行った安全設計審査指針に基づき、想定される地震及び津波についての対策をとってきた。

特に津波については、社団法人土木学会（以下「土木学会」という。）が2002（平成14）年2月に公表した「原子力発電所の津波評価技術」（以下「津波評価技術」という。訴状84頁参照）が、現在に至るまで原子力発電所の具体的な津波評価方法を定めた唯一の基準であり、これに基づき津波評価を行って対策を講じてきている。

この津波評価技術は、実際に発生した津波の記録、痕跡等をもとに、同じ領域で発生した過去（既往）最大の津波を再現する波源モデルを設定した上で、波源の不確定性、数値計算上の誤差、地形データ等の誤差を考慮するため、その波源モデルの位置や向きなどの様々なパラメータを合理的範囲で変動させた多数の数値シミュレーションを実施し、評価

³ 本件原発の設計津波水位として採用された小名浜港工事基準面のことを指す（Onahama Peil）。小名浜港の標準水位をもって設計津波水位の基準となる海水面を定めたものであり、本件原発の設置許可申請時に設定されている。

対象地点に対して最も影響が大きくなる波源モデルを選定することにより、想定される最大の津波を評価するものである。地震が常に津波を発生させる訳ではなく、①地震の規模（断層の長さ、断層の幅、すべりの量）、②震源域の水域（深いほど持ち上げられる海水の量が多くなる）、③震源と評価地点との位置関係の要素の影響を大きく受けるため、津波評価を行うに当たっては、断層モデル（波源モデル）の設定が極めて重要となる。

また、被告東電は、これらの活動と並行して、文科省地震調査研究推進本部（以下「地震本部」という。）が2002（平成14）年7月に発表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「長期評価」という。）や、貞観津波に関する佐竹健治氏らの分析といった知見の進展も踏まえ、土木学会・津波評価部会に波源モデル策定の検討を委託するなど、検討を進めていた。

（ウ）本件地震及び津波が予測不可能であったこと

しかしながら、2011（平成23）年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、地震本部の「長期評価」において指摘された地震でも、佐竹氏らにより提案された貞観地震と同類の地震でもなく、より広範囲を震源域とし、かつその震源域が広範囲にわたって「連動」して発生した巨大地震であった。すべり量も、過去の大地震とは比較にならないほど大規模であり、震源域が広範囲であることと相俟って、津波の規模、波高はおよそ予見できないものであった。

こうした複数震源領域における連動型地震及びそれに伴う巨大津波の発生は、以下のとおり、被告東電はおろか我が国のどの地震に係る専門機関も想定していなかった。

すなわち、上記「長期評価」を公表した地震本部は、本件地震発生当

日に発表した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の評価」において、「今回の震源域は、岩手県沖から茨城県沖までの広範囲にわたっていると考えられる。地震調査委員会では、宮城県沖・その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城県沖までの個別の領域については地震動や津波について評価していたが、これらすべての領域が連動して発生する地震については想定外であった。」としている。

2011(平成23)年4月27日に開催された中央防災会議において示された「東北地方太平洋沖地震―東日本大震災―の特徴と課題」の中でも「想定をはるかに超えた大きな地震・津波規模と広域で甚大な津波災害」が挙げられている。

この中央防災会議の専門部会が2011(平成23)年9月28日にとりまとめた「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」においても、本件津波の特徴について「今回の津波は、従前の想定をはるかに超える規模の津波であった。我が国の過去数百年の地震発生履歴からは想定することができなかったマグニチュード9.0の規模の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したことが主な原因である。」とされている。

すなわち、政府機関ですら今回のような複数震源領域における連動型地震の発生は予見できず、また実際に予見していなかったものである。

(エ) 本件地震及び津波に関するまとめ

以上のとおり、被告東電において、本件事故発生時点で本件地震及びそれに伴う大津波の発生は予見できなかったものであり、かかる巨大地震・巨大津波によって発生した本件事故につき被告東電に故意又は過失はなく、また、本件原発の設置及び保存に瑕疵はない。

イ 「2 事故の経過」 (42頁) について

(ア) 「(1) 1号機」 (43頁) について

a 「ア」及び「イ」は認める。

b 「ウ」のうち、

(a) 第1段落は否認する。

1号機における原子炉水位が有効燃料頂部に到達したのは18時10分頃と推定される。

また、ジルコニウム-水反応は、炉心損傷が始まるなど燃料温度が上昇することに伴って生じるところ、本件事故において炉心損傷が開始したのは(燃料最高温度の解析値が1200℃を超えたのは)地震発生から約4時間後である。

(b) 第2段落は否認する。

被告東電が原子炉建屋への入域を禁止したのは、原子炉建屋内の放射線量が上昇した本件地震発生日の2011(平成23)年3月11日21時51分頃である。

他方、立ち入り禁止の措置が取られた時点で既に放射性物質⁴が満した格納容器から原子炉建屋への流出が始まっていたとの点は不知。放射線量上昇の経緯及び原因は不明である。

(c) 第3段落のうち、2時45分頃の時点で原子炉圧力とドライウェル圧力がほぼ同じ値となっていたとの点は、正しくはそのような事実が「判明」したのがこの時刻であることから、否認する。

また、この時点で既に放射性物質等の格納容器及び原子炉建屋からの漏えいが発生していたとの点は、あくまで解析上の仮定に止ま

⁴ 原告は「放射能」とするが、正しくは「放射性物質」である。

るため、認否の限りでない。

さらに、この時点における原子炉格納容器内の圧力が、既に設計温度と圧力（430 kPa）を大幅に超える840 kPaとなっていたとの点については、前者が大気圧基準⁵で表示をしているのに対し、後者は絶対圧基準⁶で表示しており、前者を絶対圧基準に換算すると528 kPaとなることから否認する。

その余は概ね認める。

c 「エ」は概ね認める。

d 「オ」のうち、ベントにより大気中に大量の放射性物質が放出されたとの点は否認し、その余は認める。

本件原発1号機及び3号機で行われたベントによる放射性物質の放出に当たっては、フィルタ装置付きのベントと同等程度に放射性物質の除去が行われた上で放出されたものであり、その結果として、上記ベントに起因する放射性物質の放出量は本件事故による放射性物質の放出量全体の1%未満にとどまるものと推定されている。

e 「カ」は概ね認める。ただし「燃料被覆管と」とあるのは、「燃料被覆管の」の誤記と思われる。

(イ) 「(2) 2号機」(44頁)について

a 第1段落ないし第3段落は認める。

b 第4段落は概ね認める。

ただし、原子炉水位が有効燃料頂部+340 mmにあることが判明したのは3月11日21時50分である。

⁵ kPa (gage)

⁶ kPa (abs)

c 第5段落は、以下の点を除き概ね認める。

まず、3月14日13時25分に2号機の原子炉隔離時冷却系（R C I C）が機能を喪失したとあるのは、そのように「被告東電が判断した」のが同時刻である。また、同日18時22分に炉心が完全に露出したとあるのは、そのように「被告東電が判断した」のが同時刻である。

なお、14日18時02分に原子炉圧力の減圧が開始され、主蒸気逃がし安全弁により原子炉圧力が減圧されていった。

また、「18時22分頃には格納容器から原子炉建屋への漏えいが生じていたものと推測される」との点、「21時20分頃には2台の主蒸気逃がし安全弁（S R 弁）を開くことで原子炉の減圧を加速し、これにより原子炉圧力容器への注水が進むようになったが、そのまま原子炉の空だき状態から脱することができなかった」との点については、推測であるため認否の限りでない。

d 第6段落は概ね認める。

e 第7段落は、プラントの監視、応急復旧作業に必要な要員を除き、一時的に福島第二原子力発電所へ移動したことは認める。

f 第8段落のうち、7時25分から11時25分にかけて格納容器の圧力が0.155MP a (abs)まで低下していたことは認め、これが格納容器の破損を示唆するものと推測されているとの点については否認する。

2号機については、4号機の爆発音と振動を確認した後に圧力抑制室の圧力指示値がダウンスケールし、発電所対策本部に0MP a (abs)と伝えられたため、2号機の圧力抑制室付近で爆発的な事象が発生した可能性があるとの誤認されたものと考えられる。後日ロボットを用いて行われた目視確認では、圧力抑制室等に特に損傷は見られず、爆発

的な現象の形跡も認められていない。

(ウ) 「(3) 3号機」(46頁)について

a 第1段落は認める。

b 第2段落は概ね認める。

ただし、津波の襲来により、3月11日15時38分に非常用ディーゼル発電機がトリップし、全交流電源を喪失した。

c 第3段落は認める。

d 第4段落は結果として原子炉の冷却機能が喪失したことは認め、その余は否認する。

解析評価によれば、原子炉水位が有効燃料頂部に到達したのは3月13日9時10分頃、水素発生は10時40分頃、原子炉水位が有効燃料底部に到達したのは15時10分頃と考えられる。

e 第5段落は否認する。

3月13日8時41分に完了したのはベントラインの構成であり、この時点でベント操作が行われたわけではない。

f 第6段落は、正確には、同日12時20分に防火水槽の淡水が残り少なくなったため、自衛消防隊が逆洗弁ピットの海水を注入するよう注水源の系統変更を行い、13時12分に海水注入を開始したというものである。

g 第7段落は、3月14日1時10分、逆洗弁ピット⁷内の海水が少なくなり、海水注入を停止し、3時20分に海水注入を再開したことは認める。

⁷ 原告らは「逆流弁ピット」としているが、正しくは「逆洗弁ピット」である。

- h 第8段落は概ね認めるが、原子炉への海水注入を再開したのは16時30分頃ではなく15時30分頃が正しい。

(エ) 「(4) 4号機」 (47頁) について

- a 第1段落ないし第4段落は概ね認める。
- b 第5段落のうち、3月15日9時38分頃に原子炉建屋にて火災が発生していることが確認されたとの点は認めるが、11時頃には既に自然に火が消えていることが確認されている。

他方、16日5時45分頃に原子炉建屋にて火災が発生していることが確認されたとの点は否認する。そのような連絡はあったものの、結局同日6時15分時点で特に出火は確認されなかった。

- c 第6段落は認める。

(オ) 「(5) 5号機・6号機」 (47頁) について

- a 第1段落ないし第3段落は概ね認める。

ただし、第3段落の津波と全交流電源喪失の前後関係は、5号機については、津波の影響を受けて非常用ディーゼル発電機の海水ポンプ又は電源盤の被水等により非常用ディーゼル発電機が自動停止したために全交流電源を喪失したものである。

- b 第4段落は概ね認める。ただし、6号機の非常用ディーゼル発電機から5号機へ「直流電源」の一部の電源を融通することが可能となったとの点については、「交流電源」が正しい。

- c 第5段落は認める。

- d 第6段落は概ね認める。

ただし、6号機は燃料プール冷却浄化系によるプール水の循環・攪拌運転及び原子炉補機冷却系の循環運転を実施した。

e 第7段落は認める。

(カ) 「(6) 福島第二原発」(48頁)について

a 第1段落は概ね認める。

ただし、本件地震当日は、外部電源3回線のうち2回線で受電停止となったものの、1回線については受電していた。

b 第2段落は否認する。

3号機及び4号機の非常用ディーゼル発電機については一部の系統は機能を喪失せず、また、所内配電系統設備についても1号機原子炉建屋において非常用電源系が残り、他の号機では主要建屋の電源盤に被害はなかった。また、残留熱除去海水系も1系統は機能を喪失していない。

c 第3段落は認める。

4 「第3章 被害の実相」(50頁)について

(1) 「第1 事故による被害の実相」(50頁)について

ア 「1 避難の実相をとらえることの重要性」(50頁)について

本件事故による被害が事故前の属性や状況に応じて誠に多様であることは認め、その余は認否の限りでない。

イ 「2 放射能汚染」(50頁)について

(ア) 「(1) 本件原発事故による地域の放射能汚染」(50頁)について

a 「ア 放射性物質の拡散」のうち、本件事故が旧ソ連のチェルノブイリ原発事故に匹敵するとの点は否認する。

本件事故はチェルノブイリ原発事故に比べてセシウム137の放出量が約1/6、汚染面積が約6%、放出距離が約1/10の規模であ

り、両者の間には格段の相違がある。また、チェルノブイリ原発事故では、セシウム、ヨウ素に加えてストロンチウムやプルトニウムなども広範囲に亘って放出されたが、本件事故ではそのような放射性物質はほとんど放出されていない。

その余は概ね認めるが、福島県内の1778㎏もの土地が年間5ミリシーベルト以上の空間線量を発する可能性のある地域になったとの点については、政府は本件事故に係る避難区域設定の防護措置を講じる際に、国際放射線防護委員会（ICRP）が提言する緊急時被ばく状況の参考レベルの範囲（年間20～100ミリシーベルト）のうち、安全性の観点から最も厳しい値をとって年間20ミリシーベルトを採用しているものである。

- b 「イ 福島第一原発事故による避難区域、警戒区域の指定等」は、概ね認める。

(イ) 「(2) 人への放射能汚染」(52頁)について

- a 「ア」は否認する。

放射線被ばくによる人体への健康影響については、政府の要請に基づき放射性物質汚染対策顧問会議の下に設置された「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」（以下「WG」という。）の場において、それまでにおける国内外の放射線被ばくと健康影響に関する科学的知見の整理が行われ、その結果を取りまとめた報告書（乙二共4、以下「WG報告書」という。）が公表されている。このWG報告書によれば、低線量被ばくの健康影響については次のように整理されている。

- ・ 現在の科学でわかっている健康影響として、国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以

下の被ばく線量では、放射線リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている（同4頁）。

- ・ この100ミリシーベルトは短時間に被ばくした場合の評価であり、低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合よりも健康影響は小さいと推定されている。この効果は動物実験においても確認されており、本件事故によって環境中に放出された放射性物質による被ばくの健康影響は、長期的な低線量率の被ばくであるため、瞬間的な被ばくと比較し、同じ線量であっても発がんリスクはより小さいと考えられる（同4～5頁）。
- ・ 年間20ミリシーベルト被ばくするとした場合の健康リスクは、喫煙、肥満、野菜不足などの他の発がん要因によるリスクと比べても低い（同9～10頁）。

また、このWG報告書を踏まえて作成されたパンフレット（乙ニ共5）にも、「国際放射線防護委員会（ICRP）の推計では、100ミリシーベルトを被ばくすると、生涯のがん死亡リスクが約0.5%増加するとされています。」「放射線による発がんリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされています。それは、他の要因による発がんの影響で隠れてしまうほど小さいためです。疫学調査以外の科学的手法でも、同様に発がんリスクの解明が試みられましたが、現時点では、人のリスクを明らかにするには至っていません。」「東京－ニューヨーク間の航空機旅行（往復）での高度による宇宙放射線の増加 0.2ミリシーベルト（200マイクロシーベルト）」とされている。

このような科学的知見も踏まえて、文部科学省においても、一般公衆の年間被ばく限度に関して、本件事故後の復興時において、福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断の暫定的な目安について、原子力安全委員会の意見も踏まえて、年間上限20ミリシーベルトを目安とするものとしている（2011（平成23）年4月19日付け「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（通知）」）。これは、ICRPが本件事故後の2011（平成23）年3月21日に改めて「今回のような非常事態が収束した後の一般公衆における参考レベルとして、1～20mSv/年の範囲で考えることも可能」とする内容の声明を公表していることを受けてのものであり、このことは、我が国の政府（文部科学省）の取り扱いにおいても、WG報告書にあるような科学的知見に基づき、また、国際的な専門機関であるICRPの見解も踏まえ、復興時において、年間20ミリシーベルトまでの被ばくについては学校の校舎・校庭利用の観点からも支障がないものである（すなわち、社会的に許容される水準である）との考えが明らかにされていることを意味する。

- b 「イ」のうち、低線量の被ばくに止まるからといって被ばくによる発がんリスクへの影響を無視できないとの点は否認し、争う。

低線量被ばくによる健康影響については、広島・長崎での原子爆弾による短時間での放射線被ばくに関する半世紀以上の疫学調査を始めとする研究成果に基づき、国連科学委員会（UNSCEAR）を始めとする国際機関において科学的・医学的な観点から検討が重ねられ、一定の国際的な合意形成・検討が重ねられている。

すなわち、原子爆弾等による短時間での放射線被ばくでも、年間100ミリシーベルト以下の被ばく線量では他要因による発がんの影響

によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている。さらに、このような短期被ばくと比較して、長期被ばく（低線量被ばくの継続により積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくすること）の場合には、より健康影響が低いとされている（なお、ICRPは、長期にわたる低線量被ばくのリスクを考慮する際には、低線量での健康影響の程度は高線量の場合の半分になるとして評価を行っている。）。

WG報告書においても、参考までに発がんリスクの高い行動を線量に置き換えてみると、例えば喫煙は年間1000～2000ミリシーベルト、肥満⁸は200～500ミリシーベルト、野菜不足⁹や受動喫煙¹⁰は100～200ミリシーベルトのリスクと同等とされている。

- c 「ウ」は、過大な内部被ばくを受けた場合に健康影響のリスクとなり得るという点は認めるが、その余は知らないし否認する。

WG報告書や、経済産業省が2013（平成25）年3月付けで公表した「年間20ミリシーベルトの基準について」によれば、警戒区域及び計画的避難区域の妊婦・子どもを中心に実施されたホールボディカウンター検査では、対象者の99.9%以上が預託実効線量¹¹年間1ミリシーベルト未満、最大でも年間3.5ミリシーベルトであり、上記の科学的知見に照らしても、健康に影響が及ぶ程度の被ばくは確認されていない。

⁸ BMI (Body Mass Index) 23.0～24.9のグループに対し、BMI \geq 30のグループのリスク。

⁹ 1日当たり420g摂取のグループに対し、1日当たり110g摂取のグループのリスク。

¹⁰ 夫が非喫煙者である女性のグループに対し、夫が喫煙者である女性のグループのリスク。

¹¹ 体内に取り込まれた放射性物質から受けると考えられる内部被ばくについて、成人で50年間、子どもで70歳までの線量を合計したもの。

(ウ) 「(3) 科学的不確実性に由来する不安感」(53頁)について

原告ら各人の個別的状況については不知であり、原告ら個別の法的請求に即して、個別の立証も踏まえて改めて認否する。

ウ 「3 避難者の苦難」(54頁)～「6 本件被害の特質」(64頁)について

本件事故後の一般的な避難状況等については被告東電としても積極的に争うものではないが、本件事故後の原告ら各人の具体的な避難状況その他の個別的状況については、原告ら各人毎に異なると考えられるので、具体的な認否は、原告ら個別の法的請求に即して、個別の立証も踏まえて改めて行う。

(2) 「第2 被侵害利益」(66頁)について

被侵害利益の性質に関する総論的説明であり、原告ら各人の個別の損害に関し必要な範囲で、別途認否する。

(3) 「第3 被告東電と被告国の対応」(70頁)について

ア 「1 避難指示」(70頁)及び「2 出荷規制等」(71頁)について認める。

イ 「3 情報隠し」(72頁)について

「(1) 被告国」は認否の限りでない。

「(2) 被告東電」のうち、被告東電が原子力安全・保安院からプレスリリースの公表の差し止めを指示されたとの点については、被告東電が保安院及び官邸からプレスリリースの了解を得ることができなかったという限りで認め、その余は否認ないし争う。

被告東電は2011（平成23）年3月14日7時53分時点で既に関係機関への通報連絡を行っており、速やかにプレス発表の準備を整えていた。また、その過程で内容を把握していた福島県からは同日9時に行う予定の本部員会議（マスコミ公開）までにはこの件について公表するように強い要請があった。そこで被告東電は速やかにプレス発表をすべく、官邸の了解を得るために官邸に駐在していた原子力安全・保安院に働きかけを行ったが、了解は得られなかった。もっとも、この件については原子力安全・保安院において同日9時15分頃に記者会見で説明がなされている。

その余は否認ないし争う。

被告東電としては情報を秘匿したり隠蔽したりする意図も行為も全くなく、また、情報が悲観的なニュアンスや予測を伴って捉えられることを極力排除しようとしたとの点については、被告東電としても把握している事実を正確に伝えることを重視し、憶測や推測に基づく説明を行うことを極力差し控えた結果である。

ウ 「4 原子力損害賠償紛争審査会指針」（74頁）について

(ア) 「(1) 中間指針の作成経緯」は認める。

(イ) 「(2) 中間指針の問題点」のうち、

a 「ア」は、原賠法18条に基づき設置される原子力損害賠償紛争審査会が策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（乙二共1、以下「中間指針」という。）が期間や地域、被害類型等により賠償対象を分類していることは認め、その余は否認する。

b 「イ」は、中間指針が避難者の慰謝料額について交通事故による慰謝料額を参考に、事故から6か月間は月額10万円（避難所等の場合には12万円）、6か月から1年までは5万円を目安としていること、

及び原告らが引用する原子力損害賠償紛争審査会の第7回審査会における能見善久会長の発言内容は認め、その余は否認ないし争う。

エ 「5 加害者・被告東電による損害賠償請求枠組み」(75頁)について

(ア) 「(1) 仮払補償金及び本賠償の支払い」(75頁)について

被告東電が2011(平成23)年4月以降、本件事故による損害賠償として、避難者、農林漁業者及び中小企業に対する仮払補償金の支払いを実施したこと、その後同年8月5日の中間指針策定を受けて同年9月より本賠償請求の受付を開始したこと、被告東電が原子力損害の賠償にあたり原子力損害賠償支援機構の支援を受けていることは認め、その余は否認ないし争う。

(イ) 「(2) 被告東電の不誠実な賠償手続」(76頁)について

a 「ア」は、被告東電が2011(平成23)年9月に作成し被害者に送付した請求書に慰謝料等の請求額が印字され、合意書の案文が示されていたこと、裏付け資料の一部について当初は原本の提示を求めていたことは認め、その余は否認する。

原告らのいう清算条項とは「上記金額の受領以降は、上記算定明細書記載の各金額及び本合意書記載の各金額について、一切の異議・追加の請求を申し立てることはありません。」との記載のことを指すと思われるが、被害者に対して実際に送付する合意書にはかかる条項は設けられておらず、実際には用いられていない。

b 「イ」は否認する。

被告東電は1万人以上の職員等による請求対応体制を整えて請求の受付を行い、請求書の記載方法に関する現地での説明会も度々開催するなど、損害賠償請求への対応のための諸活動を全社的に行っている。

その結果、2013（平成25）年4月5日時点の請求受付件数は、個人（自主的避難等含む。以下同じ。）が165万1000件、法人・個人事業者が17万5000件であり、そのうち本賠償手続において支払済みの件数は、個人が154万4000件（支払総額8904億円）、法人・個人事業者が13万7000件（支払総額1兆0190億円）である。

c 「ウ」は、被告東電が2011（平成23）年11月4日に原子力損害賠償支援機構と連名で作成した特別事業計画において「被害者の方々への5つのお約束」を示したことは認め、その余は否認する。

オ 「6 原子力損害賠償円滑化会議」（77頁）について

(ア) 「（1）設立経緯」のうち、政府が2011（平成23）年12月の「事故収束」宣言の直後に、迅速・円滑な被害者救済のため、情報を共有し課題の解決策の検討を行うべく円滑化会議を設置し、その事務局を資源エネルギー庁に置いたこと、円滑化会議は被告東電、経済産業省、文部科学省等が関与する非公開の会議であること、円滑化会議の開催経過については認め、その余は不知。

(イ) 「（2）不動産等財物賠償基準の策定」のうち、被告東電が被告国とともに2012（平成24）年3月以降、損害賠償基準について双葉地方町村会等の原発被害自治体と会合を行い、損害賠償基準について説明したこと、その後、同年4月25日付けプレスリリース「避難指示区域の見直しに伴う賠償の検討状況について」を公表したこと、その内容として避難指示区域が帰還困難区域と見直された場合に同区域の不動産を全損とし、原発事故発生時点における時価を全額賠償するというものであったこと、その後資源エネルギー庁が2012（平成24）年7月20日付けで賠償基準を示したのを受けて、被告東電も同月24日付けで

財物賠償等の基準を示したことは認め、その余は不知。

カ 「7 警戒区域の再編と被告東電による「手切れ金」」(78頁)について

(ア) 「(1) 「冷温停止」宣言」については、2011(平成23)年12月16日に政府の原子力災害対策本部において、本件原発について冷温停止状態にある旨が公表されたことは認め、その余は争う。

(イ) 「(2) 避難指示解除に向けた動き」については、政府の原子力災害対策本部が、2011(平成23)年12月16日に、警戒区域及び計画的避難区域を避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の3つに再編する方針を公表したこと、政府の低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループの報告内容については認め、その余は否認ないし争う。

政府が避難指示の基準とした年間20ミリシーベルトという数値は、ICRP(国際放射線防護委員会)が提言する緊急時被ばく状況の参考レベルの範囲(年間20~100ミリシーベルト)のうち、安全性の観点から最も厳しい値を採用したものであり、年間100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、短期被ばくの場合ですら他要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいとされており、20ミリシーベルト以下となると、喫煙(年間1000~2000ミリシーベルト相当)、肥満(200~500ミリシーベルト相当)、野菜不足や受動喫煙(100~200ミリシーベルト相当)よりも発がんリスクは大幅に小さいとされているところである。

(ウ) 「(4) 被告東電による「手切れ金」の交付」のうち、

a 「ア 被告東電の損害賠償基準」は、概ね認める。

b 「イ 加害者が策定した賠償基準」及び「ウ 「手切れ金」として

の不十分な賠償」については、否認ないし争う。

原告らは、原子力損害賠償紛争審査会において能見会長が被告東電の賠償基準について「審査会の基準の中では十分詰めていないもの…について、更にいっそう踏み込んだ点がいろいろとある」と発言したことをもって、被告東電の賠償基準は被告らが被害者や被害自治体に押しつけたものであると主張するが、かかる能見会長の発言は、被告東電の賠償基準が原子力損害賠償紛争審査会の基準よりもさらに一層踏み込んだ内容になっていることを指摘して評価しているものである。このことは、能見会長が同会議の席上で「私としては、審査会で示された基準よりも一層踏み込んだ内容であるので、歓迎したいと思っております。」（原子力損害賠償紛争審査会第27回審査会議事録）と発言していることから明らかである。

原告らの主張は明らかな曲解に基づくものであり、失当である。

5 「第4章 津波及び過酷事故についての知見の進展」（83頁）について

(1) 「第1 津波に関する知見」（83頁）について

ア 柱書部分（83頁）について

(ア) 第1段落は、本件原発1号機が35mの丘陵をO. P. +10mに切り下げて建設されたとの点、この高さは当時の被告東電の土木担当者が津波に対する安全性を考慮して決定したものであるとの点は認める。

福島原発立地点は海岸段丘地帯に位置し、元来の地表面はO. P. +30m程度の高さにあったが、上部は比較的崩れやすい砂岩であり、確固たる建屋基礎を得るための安定した地層としてはO. P. -4.0mに位置する泥岩層となっている。このため安定した基礎を得るためには一定程度の掘り下げが必要であった。

なお、本件原発の主要建屋の敷地高さは、当時の知見に基づく防災的

な面や地質状況と原子炉建屋の設計、経済的な評価なども総合的に考慮して設定されており、不当に低く設定されたなどというような事実はない。現に、関東以北の太平洋岸に位置する他の電気事業者が所有する原子力発電所の敷地高さと比較しても特段低く設定されているということはない。国もかかる敷地高さについて「安全性は十分確保し得るものと認める」として原子炉等規制法に基づく原子炉設置の許可をしている。

(イ) 第2段落は、本件原発1号機の設置許可申請に際しての当地点付近の高極潮位がO. P. +3. 122m (チリ地震津波)であったこと、及びその潮位差も考慮して非常用海水ポンプ等の設置位置を決めたことは認め、その余は否認する。

なお、建設当時はチリ地震津波が浜通り全体の既往津波の中で最も大きいというのが共通認識であった。また、浜通りの相馬以南は地形が平坦で、入江が複雑な三陸などと異なり地形に起因する津波の増幅も起きないと考えられていた。

(ウ) 第3段落については、特に争うものではない。

イ 「1」 (1回目の津波想定見直し, 83頁) について

認める。

被告東電は、1993 (平成5) 年10月に国から北海道南西沖地震津波を踏まえて改めて既設発電所の津波に対する安全性評価を実施するよう指示されたことを受けて、1994 (平成6) 年3月に福島第一及び福島第二原子力発電所の津波に対する安全性評価結果報告書を国へ提出した。

その中で被告東電は、発電所周辺に影響を及ぼした可能性のある既往津波を文献調査により抽出し、簡易予測式により発電所における津波水位を予測した結果、福島第一及び福島第二原子力発電所における歴史上最大の津波は昭和35年に発生したチリ地震津波であること、津波による水位の

上昇・下降に対する発電所の安全性は確保されていることを報告した。

当該報告内容については、同年6月に開催された通商産業省原子力発電技術顧問会において了承を受けている。

ウ 「2」 (土木学会による津波評価技術の策定, 83頁) について

被告東電が、2002 (平成14) 年2月に土木学会による「津波評価技術」¹²策定を受けて、本件原発の津波想定をO.P. + 5.7mに引き上げ、これに基づき建屋貫通部の浸水防止対策や手順書の整備を実施し (ポンプ用モーターのかさ上げも行っている。), 原子力安全・保安院に報告したとの点は認める。

なお、この土木学会策定の「津波評価技術」が、現在に至るまで国内原子力発電所の標準的な津波評価方法を定めた唯一の基準であること¹³、この「津波評価技術」に基づき津波評価を行うにあたっては「波源モデル」の設定が不可欠であることに留意する必要がある。

その余は不知又は争う。

エ 「3」 (貞観津波の研究結果発表, 84頁) について

2001 (平成13) 年に貞観津波の研究として菅原大助氏らにより「西暦869年貞観津波による堆積作用とその数値復元」が発表されたことは認める。

ただし、原告らが「同研究において福島県相馬地方にかけて広い範囲に津波の堆積作用があり、到達津波の高さが極めて大きかった可能性が既に

¹² 詳細は本答弁書8~9頁参照。

¹³ IAEA の Safety Standard “Meteorological and Hydrological Hazards in Site Evaluation for Nuclear Installations (No. SSG-18)” において、IAEA 基準に適合する基準の例として参照され、国際的にも認められた評価手法でもある。

示されていた」と主張している点は誤りであり、否認する。同文献（甲ロ2）8頁には、貞観地震のマグニチュードMを8.5、考え得る最大規模の貞観津波の波源モデルとして、日本海溝沿いの長さ200km、幅50kmの領域に波源域を推定した上で（図—2）、同9頁には、本件原発の所在する「大洗から相馬にかけて」の津波波高について「小さく、およそ2m～4m」と記載されているにとどまる。

なお、この研究結果は貞観地震の確定した波源モデルまでは示していないが、前述のとおり原子力発電所の具体的な津波評価方法を定めた唯一の基準である土木学会の「津波評価技術」に基づき津波評価を行うためには、波源モデルの設定が必要不可欠となる。そのため、被告東電としても、後記「ス」で述べるとおり、この貞観津波の波源モデル設定のため土木学会に検討を委託し、また、福島県の太平洋沿岸において津波堆積物調査を実施していたが、本件事故時点で貞観津波の波源モデルは確定するには至っていなかった。

また、そもそも本件地震は貞観地震と同類の地震ではなく、より広範囲を震源域とし、かつその震源域が広範囲にわたって「連動」して発生した巨大地震であり、政府の地震本部においても、本件地震発生当日に発表した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の評価」において、「今回の震源域は、岩手県沖から茨城県沖までの広範囲にわたっていると考えられる。地震調査委員会では、宮城県沖・その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城県沖までの個別の領域については地震動や津波について評価していたが、これらすべての領域が連動して発生する地震については想定外であった。」としている。

オ 「4」（耐震指針検討分科会の設置、84頁）について

概ね認める。ただし、ワーキンググループの名称は、正しくは「地震・

地震動ワーキンググループ」である。

カ 「5」 (長期評価の発表, 84頁) について

2002 (平成14) 年7月に地震本部が長期評価を発表したこと, この長期評価の中で, 三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域においてマグニチュード8クラスの地震が過去400年間に3回発生しており, この領域全体のどこかで同程度の地震が発生する確率が今後30年以内に20%と推定され, 津波マグニチュードの規模がMt 8. 2と推定されることが指摘されていることは認めるが (甲口3・4頁, 表4-2), その余は否認し争う。

この地震本部による長期評価は, あくまで各領域における地震発生について指摘しているに留まり, 今回のようにそれぞれの領域をまたがり, かつそれぞれが連動して発生するようなマグニチュード9. 0, 津波マグニチュード (Mt) 9. 1クラスの巨大地震・巨大津波までも想定するものではなかった。現に, 地震本部が本件地震発生2か月前の2011 (平成23) 年1月11日に公表した長期評価においても, 本件地震で見られたような「広範囲な震源域の連動」は示されていない。

また, この「長期評価」を公表した地震本部自身, 本件地震発当日に発表した「平成23年 (2011年) 東北地方太平洋沖地震の評価」において, 「地震調査委員会では, 宮城県沖・その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城県沖までの個別の領域については地震動や津波について評価していたが, これらすべての領域が連動して発生する地震については想定外であった。」としている。

さらに, 地震本部の発表した長期評価は, 津波評価方法を定めた唯一の基準である「津波評価技術」に基づく津波評価に不可欠な「波源モデル」を示すものではなく, 三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの具体的にどこの

領域で、どれだけの幅、長さの断層が生じるのか、すべり量ほどの程度か、その結果本件原発にどれだけの高さの津波が到達するのか、具体的には何ら明らかにするものではなかった。本件地震がそうであったように、長さ500 km、幅200 kmの範囲で、最大すべり量50 mの断層が生じ、その結果発生する津波の波高というものについて、本件地震発生当時に具体的に予想されていたなどとは到底いうことができない。

したがって、同長期評価を含む本件地震発生当時における地震・津波に関する専門的・科学的な知見をもってしても、本件原発の所在地において、本件地震によって発生したような高い津波（O. P. +15.5 m）が発生することを具体的に予見することは不可能であった。

キ 「6」（溢水勉強会，84頁）について

原子力安全・保安院及び原子力安全基盤機構（JNES）が2006（平成18）年5月に溢水勉強会を設置したこと、それに被告東電もオブザーバーとして参加していたこと、当該勉強会の中で想定外津波の発生により電源設備などが水没し機能を喪失する可能性について検討されたことは認め、その余は否認する。

溢水勉強会においては、安全系機器に対する外部溢水からの流出量がどの程度であり、どのような溢水伝播経路になっていて、安全系機器の流入水位はどの程度であり、漏えい検知及び隔離手段はどうなっているかを検討するために、いかなる津波が現実的に発生する可能性があるかという点の検討は行わないで、一定の想定外津波が発生するという仮定に立って「あくまで仮定という位置づけで、想定外津波に対するプラントの耐力について検討を実施した」（甲ロ5）ものである。

すなわち、どの程度の外部溢水があれば安全機器が機能を喪失するかを検討するために、「敷地レベル+1 mの津波が無限時間継続する」という

現実にはあり得ない状況を仮定して電源喪失の可能性が検討されたというものであり、どの程度の想定外津波が現実が発生する可能性があるかという点について検討されたものではない（「建屋への浸水評価においては、津波継続時間の考慮が必要であるが、今回は簡易評価として、これを考慮しないこととした（継続時間 ∞ と仮定）。」（甲ロ5・1頁「3. 検討条件」））。

このことは、かかる溢水勉強会の結果を踏まえて保安院とJNESとの間で開かれた第53回安全情報検討会における配付資料において、全電源喪失の可能性が指摘されているにも拘らず、冒頭に「津波に対する発電所の安全性は十分に確保されている」との記載があること（甲ロ5）からも明らかである。

ク 「7」（第53回安全情報検討会、85頁）について

2006（平成18）年8月に、上記溢水勉強会の結果を踏まえて原子力安全・保安院とJNESとの間で第53回安全情報検討会が開かれたこと、同検討会の資料中に「敷地レベル+1mを仮定した場合、いずれのプラントについても浸水の可能性は否定できない」との記載自体があることは認め、その余は否認する。

上記「キ」で述べたとおり、ここに言う「敷地レベル+1m（の津波）」とは、前述のとおり実際にそのような津波が現実が発生する可能性があるかどうかの検討は行わずに、そのような津波が無限時間継続すると仮定した上で施設内の安全機器の状況を検討したものである。したがって、このような検討によって、本件原発の所在地において、本件地震によって発生したような高い津波（O. P. +15.5m）が発生することについての具体的予見可能性が基礎付けられることはない。

ケ 「8」 (新耐震指針の公表, 85頁) について

2006 (平成18) 年9月に新耐震指針が公表されたこと, 新耐震指針において, 地震随伴事象として「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波によっても, 施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」を「十分考慮したうえで設計されなければならない」などと記載されていることは認める。

新耐震指針にいうところの「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波」が具体的にどのような津波を考慮すべきとしているのかについては, 特に考え方や基準は示されておらず, また「津波評価技術」に基づく津波評価に必要な波源モデルも定まっていなかった。

コ 「9」 (バックチェックルール, 85頁) について

原子力安全・保安院が2006 (平成18) 年9月20日に新耐震指針を踏まえてバックチェックルールを策定し, これに基づき各電力会社に対して稼働中の発電用原子炉施設等につきバックチェックの実施等を求めたこと, このバックチェックルールにおける津波に対する安全評価手法や確認基準が土木学会の「津波評価技術」に酷似するものであったこと, その中で既往津波の発生状況や活断層の分布状況, 最新の知見等を考慮して, 施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波を想定すること等を求めていたことは認める。

本件地震発生当時には, 東北太平洋沖のプレート境界地震の発生域においてそれぞれの領域をまたがるような領域連動型の巨大地震及び当該地震に伴う津波が発生することについては想定されておらず, また, 「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波」が具体的にどのような津波を考慮すべきとしているのかに

についても特に考え方や基準は示されておらず、「津波評価技術」に基づく津波評価に必要な波源モデル（震源域やすべり量等）も示されていなかった。

なお、被告東電は、土木学会に対して波源モデルの策定に係る検討を委託していたが、結局、そのような検討が結論に至る前に本件事故の発生に至ったというのが実情である。

サ 「10」（保安院による一括ヒアリング、86頁）について

原子力安全・保安院より「津波については保守性を有している土木学会手法による評価でよい。ただし、土木学会手法による評価を上回る場合、低い場所にある非常用海水ポンプについては機能喪失し炉心損傷となるため、津波に対し余裕が少ないプラントは具体的な対策を検討して対応してほしい」という要望を受けたこと、当該要望を各社上層部に伝えるようにとの話を口頭で電気事業連合会が受けていることという限りで認める。

被告東電では、上記「ウ」で述べたとおり、土木学会の津波評価技術に基づく評価を行い、本件原発の津波想定をO. P. + 5. 7 mに引き上げ、これについて建屋貫通部の浸水防止対策や手順書の整備を実施し、ポンプ用モーターのかさ上げも行っていった。

また、万一非常用ディーゼル発電機の冷却用海水ポンプが津波で冠水し機能を失ったと仮定しても、建屋敷地レベルに津波が到達しない限り、空冷の非常用ディーゼル発電機があるため全電源喪失には至らないと考えていたものである。

シ 「11」（津波バックチェックに関する打ち合わせ、86頁）について

被告東電を含む電気事業連合会が、耐震バックチェックでは土木学会手法による評価結果を報告するとともに、津波に対するプラントの更なる安

全性の向上（電動機の水密化など）の検討を行うことを報告したという限りで認める。

ス 「12」（政府の耐震安全性再評価委員会，86頁）について

2009（平成21）年6月に産業技術総合研究所活断層・地震研究センターの岡村行信氏より貞観津波の存在を指摘されたことは認め（ただし，かかる指摘があったのは，政府の耐震安全性評価委員会ではなく，総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波，地質・地盤合同WG（第32回）であり，そもそも当該WGのテーマは地震動であって津波ではなかった。），その余は否認する。

貞観津波については，被告東電は当該WGに先立つ2008（平成20）年10月時点で，既に産業技術総合研究所の佐竹健治氏より投稿準備中の論文について提供を受け，検討を開始している。

同論文では，仙台平野及び石巻平野の津波堆積物調査結果に基づき，貞観津波の発生位置及び規模が推定されるとともに，波源モデル（断層モデル）についても2つの案が示されていた。

しかし，波源モデルの確定にまでは至っておらず，確定のためには福島県沿岸等の津波堆積物調査を行うことが必要であるとされていた。また，このような内容は翌年4月に正式に発表された論文の中でも維持されていた。

そこで，被告東電は，2009（平成21）年6月に，具体的な波源モデルの策定について土木学会へ審議を委託した。それとともに，福島第一，福島第二原子力発電所への貞観地震による津波の影響の有無を調査するため，福島県の太平洋沿岸において津波堆積物調査を実施した。調査の結果，福島県北部では標高4m程度まで貞観津波による津波堆積物を確認したが，南部（富岡～いわき）では津波堆積物を確認できなかった。そのため，貞

観津波についても、波源の確定のためには今後のさらなる調査・研究が必要と考えたものである。

なお、貞観津波の波源モデルは、結局、本件地震発生当時においても確定されていなかった。また、そもそも今回の東北地方太平洋沖地震は、佐竹論文にあるような地震規模（最大でマグニチュード8.4）とは次元の異なる、より広範囲を震源域とするマグニチュード9.0の連動的巨大地震であった。

このように、被告東電においては、土木学会に対して波源モデルの策定に係る検討を委託するなどしていたが、そのような検討が結論に至る前に本件事故の発生に至ったというのが実情である。

セ 「13」（貞観津波の指摘，86頁）について

被告東電が、2009（平成21）年8月28日及び9月7日に、保安院の要請で貞観津波の評価等の取り組みについて、波源モデル確定のための研究計画、津波堆積物調査予定等について説明をしたこと、その際に原子力安全・保安院に対し、貞観津波は知見が確定しておらず土木学会に検討を委託したと説明したこと、その後被告東電が原子力安全・保安院の求めに応じて、佐竹論文を基にすれば津波高は本件原発で8.6m～8.9mになると説明したことは認め、その余は不知又は否認する。

ソ 「14」（バックチェックルールに基づく報告，87頁）について

知らないしは否認する。

被告東電はバックチェックルールに基づく最終報告書の提出時期を未定としていたが、これは以下の理由によるものである。

- ① バックチェックの作業開始後である2007（平成19）年7月16日に新潟県中越沖地震が発生し、これを受けて同年7月20日に経済産

業省から、新たに新潟県中越沖地震から得られる知見を耐震安全性の評価に適切に反映することと、耐震安全性評価の実施計画の見直し結果の報告等を求める指示「平成19年新潟県中越沖地震を踏まえた対応について（指示）」が出され、それへの対応が別途必要となった。

- ② 新潟県中越沖地震の解明が進む中で、他の原子力発電所でも確認すべき知見が新たに判明し、それらを取り纏めて原子力安全・保安院から2007（平成19）年12月27日に「新潟県中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項（中間取りまとめ）について」が発出され、更に2008（平成20）年9月4日に「新潟県中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項について」として指示が出され、この2回の新たな指示に対応するため地質調査、解析の見直し等が必要となった。
- ③ 地質調査にあたっては、正味の調査期間の他、調査エリアの住民の方々への説明や理解の期間、調査に必要な船舶や機器等の手配調整が必要であった。また、その調査内容は、陸域で実施する地下探査や海域で実施する海上音波探査ともに、特殊な機材を使用する調査であり、実施可能な機関が限定されていた。
- ④ 解析等においては、モデル作成や対策案検討のための現場調査や解析作業に精通した技術者が必要となるが、すべての電気事業者が原子力安全・保安院の指示で一斉に動き出したために、対応できる技術者が不足した。

もつとも、被告東電としても原子力発電所の安全性を早期に示すという観点から、代表プラント（福島第一原発5号機、福島第二原発4号機）を選定して中間報告を行うこととし、2008（平成20）年3月にこれを提出している。この中間報告については、原子力安全・保安院の審議を経て、2009（平成21）年7月21日に同院より評価は妥当との見解が

示されている。

また、同年11月19日には、原子力安全委員会が評価の妥当性を確認し、その旨が公表されている。なお、被告東電は最終報告に向けて最新の海底地形データを用いて「津波評価技術」に基づく再評価を行い、その再評価結果（O. P. +5.4m～6.1m）に基づき本件原発についてはポンプ用モーターのシール処理対策等を講じていた。

さらに、被告東電は、この代表プラントに係る中間報告とは別に、新潟県中越沖地震の発生を踏まえ、同地震で確認された地震観測記録を用いた福島第一及び福島第二原子力発電所全プラントの主要設備に関する耐震安全性の概略評価を自主的に行い、耐震設計上重要な施設の機能が維持されることを確認することとし、その結果を2007（平成19）年9月20日に公表している。

加えて、当初代表プラントだけで実施することとしていた中間報告については、代表プラント以外のプラントについても行うこととし、2009（平成21）年4月に耐震設計上重要な施設の機能が維持されるとの内容の報告書を提出している。

(2) 「第2 過酷事故（シビアアクシデント）に関する知見」（87頁）について

ア 「1」（87頁）及び「2」（87頁）について

認める。

被告東電においてはシビアアクシデント対策に対する認識の進展や報告等を踏まえて具体的な設備対策等を行ってきた。すなわち、設備面においては、既存設備の潜在能力を最大限に活用するため、必要な設備変更について本部長の承認を得て実際に工事を実施している。また、運用面においても、多重な故障への対応態勢を整備するとともに、整備したアクシデン

トマネジメントを的確に実施するため、従来から制定している手順書等の改訂ならびに事故時運転操作手順書等の手順書類を制定している。さらに、アクシデントマネジメントに関して正しく理解し、備えておく必要があることから、運転員、支援組織の要員を対象として教育等を定期的に行うこととし、これを実施してきている。

こうした設備、対応態勢、手順書等の整備（アクシデントマネジメント策の整備）は、電気事業者と国が一緒になって整備を進めてきたものであり、整備内容については国に報告し、妥当との確認を得ながら進めてきたものである。

なお、今回の事故対応では、新潟県中越沖地震の教訓として配備された消防車を用いての原子炉への注水を行っているが、この際、原子炉への注水経路としては、アクシデントマネジメント策の一つとして設置した消火系からの注水ラインを利用している。

イ 「3」（他国でのシビアアクシデント事象，88頁）について
認める。

なお、仏ルブレイエ発電所の浸水事象は、当該発電所の洪水防止壁が最大潮位を考慮していたものの、それに加わる波の高さを考慮していなかったために浸水を招いたものであるが、本件原発は、津波、高潮等について予想される自然条件のうち最も苛酷と考えられる条件を考慮して設計されており、事情は異なる。

また、台湾第3（馬鞍山）原子力発電所の全交流電源喪失は、塩分を含む霧によって345kVの外部電源が不安定になり、非常用電源母線につながる遮断器でサージ1による焼損・地絡が発生、外部電源が切り離されたために2系統ある非常用母線が両系共に外部電源喪失に至り、さらに非常用ディーゼル発電機も起動失敗したことで全交流電源喪失に至った事故

である。

同事故に関しては、台湾当局の調査結果を基に2001（平成13）年7月に保安院から原子力安全委員会に対して事故内容の報告がなされ、原因となった超高圧送電線の塩害、遮断器の絶縁劣化や非常用ディーゼル発電機の励磁制御回路の故障など維持管理等の課題を踏まえ、我が国で検討・確認すべき事項が示されている。

被告東電としても、このような課題の指摘も踏まえて点検・保守管理を行っていることを確認し、原子力安全・保安院に報告している。

ウ 「4」（安全設計審査指針，88頁）について

概ね認めるが、「1992（平成4）年8月」とあるのは、「1990（平成2）年8月」が正しい。

エ 「5」（アクシデントマネジメント整備要請，88頁）について

認める。

被告東電は、原子力安全委員会の決定、及びこれを受けて通商産業省（当時）が1992（平成4）年に行ったアクシデントマネジメント整備要請に基づき、1994（平成6）年から2002（平成14）年にかけて、他の電気事業者と同様に多重な故障を想定しても「止める」「冷やす」「閉じ込める」機能が喪失しないよう多重性、多様性の厚みを増すアクシデントマネジメント策を整備してきたものである。

オ 「6」（全交流電源喪失事象に関する報告書，88頁）について

認める。

カ 「7」 (PSRの実施要請, 89頁) について

通産省が1992(平成4)年に定期安全レビュー(PSR)の実施を事業者に要請したことは認め、その余は不知。

被告東電もこの定期安全レビュー(PSR)を実施してきている。

また、外的事象の中でも比較的研究の進んだ地震についても、本件事故時点において確率論的安全評価(PSA)としての具体的な評価手法は確立されておらず、津波についてはより一層対応が困難な状況にあった。

キ 「8」 (アクシデントマネジメント整備報告書, 89頁) について

否認ないし争う。

被告東電を含む電気事業者のシビアアクシデント対策は、電気事業者と国が一緒になって整備を進めてきたものであり、整備内容については国に報告し、妥当との確認を得ながら進めてきたものであり、当時の知見に基づいて妥当性を有するものであったが、本件地震及びこれによる津波の発生は、当時の科学的知見に基づく想定を大幅に超えるものであった。

ク 「9」 (89頁) について

争う。

(3) 「第3 知見の進展についてのまとめ」 (90頁) について

2002(平成14)年には地震本部より長期評価が示されたことは認め、その余は否認する。

被告東電は、2002(平成14)年の土木学会による「津波評価技術」策定を受けて適切に津波評価を行い、本件原発の津波想定をO. P. +5.7mに引き上げて、これに基づき建屋貫通部の浸水防止対策や手順書の整備を実施し、保安院に報告している。

また、地震本部による長期評価も、本件地震のようにそれぞれの領域をまたがり、かつそれぞれが連動して発生するようなマグニチュード9クラスの巨大地震については想定していなかった。

このことは、地震本部が本件地震の発生する2か月前の2011（平成23）年1月11日時点で公表した長期評価においても、本件地震で見られたような「震源域の連動」は示されていないこと、地震本部自身も本件地震発生当日に発表した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の評価」において、「地震調査委員会では、宮城県沖・その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城県沖までの個別の領域については地震動や津波について評価していたが、これらすべての領域が連動して発生する地震については想定外であった。」と断定していることから明らかである。

また、いずれの長期評価においても「津波評価技術」に基づく津波評価に不可欠な波源モデルは示されていないものであり、本件地震に伴う本件原発所在地における津波の程度について予見することはできなかった。

6 「第5章 東京電力の責任」（91頁）について

(1) 「第1 事故原因」（91頁）について

ア 柱書（91頁）について

原子炉の安全に第一義的責任を負うのが被告東電であるとの点については争わないが、その余は否認ないし争う。

イ 「1 津波対策の懈怠」（91頁）について

争う。

2002（平成14）年に地震本部が発表した「長期評価」では、津波の波高や波高を試算するための波源モデルについては何ら発表されておらず、また、本件地震のようにそれぞれの領域をまたがり、かつそれぞれが

連動して発生するようなマグニチュード9クラスの巨大地震については想定していなかった。2006（平成18）年の溢水勉強会も、あくまで安全機器が機能喪失する外部溢水の状況を検討するために「主要建屋が設置されている敷地高さ+1mの津波が無限時間継続する」という現実にはあり得ない状況を仮定したにとどまり、想定外津波の発生可能性や蓋然性について検討したものではない。したがって、被告東電は、これら地震本部の研究や溢水勉強会の知見によっても、2006（平成18）年時点で本件原発にO.P+10mを大幅に超える津波が到来することについて具体的根拠をもって想定すべき状況にはなかった。

被告東電としては、原子力安全委員会が1990（平成2）年8月に全面改訂した「安全設計審査指針」、土木学会が2002（平成14）年2月策定した「津波評価技術」、原子力安全委員会が2006（平成18）年9月に公表した新耐震指針に基づき、必要な地震・津波想定を行い、対策をとってきており、また、並行して、地震本部が2002（平成14）年7月に発表した長期評価や、貞観津波に関する佐竹氏らの分析といった知見の進展も踏まえ、土木学会・津波評価部会に波源モデル策定の検討を委託するなどしていたが、本件地震発生当時の科学的知見の状況を総合しても、本件地震のような巨大地震及びこれに伴う巨大津波の発生については、被告東電はおろか我が国のどの地震関連機関も想定していなかったものである。

ウ 「2 シビアアクシデント（SA）対策の欠如」（91頁）について

（ア）「（1）電源確保対策の懈怠」の「ア」は、原発事故発生下において原子炉の安全を確保するための原則については認めるが、被告東電が多重的な電源確保の対策を怠ったとの点は否認する。

被告東電は、多重な故障を想定しても「止める」「冷やす」「閉じ込

める」機能が喪失しないよう多重性、多様性の厚みを増すアクシデントマネジメント策を整備してきたものである。

(イ) 同「イ」～「エ」は認める。ただし、被告東電は内部溢水対策や耐震性向上策を講じてきたものである。

エ 「3 アクシデントマネジメント (AM) も欠如」 (92頁) について

(ア) 「(1) アクシデントマネジメントとは」 (92頁) について

アクシデントマネジメントの定義については特に争わないが、その余は否認ないし争う。

万一の場合のアクシデントマネジメントについても、他の電気事業者や国と一緒にあって、多重な故障を想定して「止める」「冷やす」「閉じ込める」機能が喪失しないよう多重性、多様性の厚みを増すアクシデントマネジメント策を整備し、整備内容については国に報告し、妥当との確認を得ながら進めてきたものである。

(イ) 「(2) ベントの失敗」 (92頁) について

a 「ア」は認める。

b 「イ」は、全電源喪失により遠隔操作によるベントが不可能となったことは認めるが、その余は否認する。

c 「ウ」は、被告東電が本件原発1号機～3号機にベントフィルターを設置していなかったこと、本件事故に際し1号機～3号機で格納容器ベントを実施したことは認めるが、その余は否認ないし争う。

ベントフィルターを設置していなかったとの点については、被告東電はアクシデントマネジメントの一環として圧力抑制室からの耐圧強化ベント策を整備しており、これは、圧力抑制室内にある水のスクラビング効果により放射性物質の大部分が除去され、圧力抑制室の気相

部から耐圧性を強化した配管を通じて格納容器内の気体を放出（ベント）する仕組みであり、欧州の原子力発電所で採用しているフィルタ装置付きのベントと同様の効果を狙ったものである。

被告東電は、かかる耐圧強化ベントの導入に先立ち、国内でBWRプラントを保有する電気事業者と共同で、欧州のベントフィルター装置を含め放射性物質の除去効果に関する体系的な研究を行っている。そして、かかる耐圧強化ベントはエアロゾル¹⁴状の放射性物質であれば1/1000程度にまで減少させる効果があることを確認した上で、圧力抑制室からの耐圧強化ベントをアクシデントマネジメント策として採用した。

そして、本件事故では、本件原発1号機と3号機においてかかる耐圧強化ベントが実施されており、放射性物質がそのまま大気中に放出されたわけではない。その結果、放射性物質は上述のとおりフィルタと同等程度の効果を有する圧力抑制室のスクラビング効果によって相当程度除去され、放出段階では低減されていたと考えられる。

(ウ) 「(3) 消防車による注水、海水注入策の未策定」(93頁)について

本件事故当時、被告東電のアクシデントマネジメント策として海水注入が位置づけられていなかったこと、瓦礫を片づける重機の操作のために人員を確保していなかったことは認め、その余は否認する。

被告東電は、原子炉の冷却という観点から、通常の給復水系のほか、原子炉隔離時冷却系を含めた非常用の複数の注水手段、さらには、本来

¹⁴ 気体中に浮遊する微小な液体または固体の粒子のこと。

原子炉注水用ではない制御棒駆動水圧系、復水補給水系、消火系等からも原子炉注水ができるように何重もの備えをしていた。しかしながら、今回の事故対応では、津波の影響により電源を喪失したため、電動駆動の原子炉注水設備が機能を喪失し、初期段階で機能した蒸気駆動の原子炉隔離時冷却系等についても、制御に必要な直流電源を喪失するなどの理由から機能を喪失し、最終的にはこれらすべての原子炉注水手段を喪失するに至った。

そこで、今回の事故対応においては、アクシデントマネジメント策として定められていた注水手段ではなかったが、新潟県中越沖地震の教訓として配備された消防車を用いて原子炉への注水手段とした。その際の原子炉への注水経路としては、アクシデントマネジメント策の一つとして設置した消火系からの注水ラインを利用しており、かかる消火系からの注水手順を行う人員については事前に役割分担がなされており、また、消火に関しても自衛消防隊が組織されて役割分担はなされていた（ただし、本件事故に際して消火活動は行われていない。）。

(2) 「第2 原子力損害賠償法による責任」(93頁)について

被告東電が本件事故に関して原賠法3条の責任を負う立場にあることは争わない。

(3) 「第3 民法上の責任」(95頁)について

いずれも争う。

前述のとおり、本件地震は地震本部の「長期評価」によって指摘された地震や佐竹氏らによって分析された貞観地震とは異なり、より広範囲を震源域とし、かつその震源域が広範囲にわたって連動して発生した巨大地震であり、断層のすべり量も過去の大地震とは比較にならないほど大きく、津波の規模、

波高も予想を大きく超えるものであり、我が国のどの地震に関する専門機関においてもこのような地震の発生を想定していなかった（本答弁書9～10頁参照）。

被告東電においても、本件原発の津波評価に必要な検討を行っていたが、最新の知見を踏まえても、本件地震の発生以前の時点で、本件原発の所在地において本件地震のような巨大地震及びこれによる巨大津波が発生することを予見することはできなかつたのであり（本答弁書26～38頁参照）、被告東電には、このような予見し得なかつた巨大地震・巨大津波に起因して生じた本件事故についての故意又は過失はなく、また、本件原発の設置又は保存に瑕疵があつたということもできない。

(4) 「第4 まとめ」（102頁）について

被告東電が本件事故に関して原賠法3条の責任を負う立場にあることは争わないが、その余はいずれも争う。

7 「第6章 国の責任」（103頁）及び「第7章 共同不法行為」（127頁）について

認否の限りでない。

8 「第8章 損害」（129頁）について

(1) 「第1 被侵害利益」（129頁）について

本件事故により各被害者の被った損害が個別具体的な事情に応じて多様であることは認め、その余は不知。

(2) 「第2 損害把握の方法」（129頁）について

不法行為法の目的が、不法行為がなかつたならばあつたはずの状態への回

復（原状回復）にあるとの点は特に争わないが、その余は争う。

(3) 「第3 避難生活に伴う損害」（131頁）について

ア 「1 避難に伴い生じた客観的損害」（131頁）について

(ア) 「(1) 移動費用」（131頁）について

a 「ア 考え方」については、争う。

被告東電として、避難のための交通費について領収書の提出までは求めているが、最小限の立証は必要である。

b 「イ 損害額」は、本件事故によって避難を余儀なくされた方々（避難等対象者）について被告東電が公表した移動費用の考え方を適用していることは認めるが、自主的避難等対象者等に対してはかかる考え方は適用していないため、その余は否認する。

c 「ウ」については、争う。

相当因果関係の判断は原告ら各人毎に個別に判断する必要がある。

(イ) 「(2) 生活費の増加分」（132頁）について

a 「ア ゼロからの避難生活」ないし「カ 避難先での生活を余儀なくされたために増加した費用」については、いずれも原告ら各人毎の事情について不知。

b 「キ 損害額」は、原告ら各人毎の個別立証も踏まえて改めて認否する。

イ 「2 休業損害及び逸失利益」（134頁）について

原告らによる具体的な損害額の立証（従前の就労条件、就労状況、給与額、本件事故後の就労状況等）を踏まえて改めて認否する。

ウ 「3 避難生活に伴う慰謝料」 (134頁) について
争う。

原子力損害賠償紛争審査会が定めた中間指針は、生活費増加分を合わせて本件事故発生から6か月間は一人月額10万円(避難所等において避難生活をした期間は12万円)、7か月～12か月の間は一人月額5万円としており(乙二共1・18頁)、被告東電では、避難等対象者の方々に対しては、現時点において一人月額10万円(平成24年5月までの間で避難所等において避難生活をした期間は12万円)の慰謝料(生活費の増分を含む。)をお支払いし、自主的避難等対象者の方々には、原則として12万円(平成24年12月に公表した追加の賠償を含む。)の賠償金をお支払いしている。

エ 「4 財物—生活の基盤—を喪失したことの損害」 (138頁) について

(ア) 「(1) 基本的な考え方」のうち、本件事故による居住用不動産の侵害に対し、移転先での生活基盤の再取得価額が賠償されなければならないとの点は争う。

居住用不動産に係る財物賠償としては、中間指針にも記載されているとおり、あくまで本件事故に起因する当該不動産の客観的価値喪失分ないし毀損分が賠償の対象となる。

(イ) 「(2) 居住用不動産—土地」及び「(3) 居住用不動産—建物」のうち、上記再取得価額として「平成23年度フラット35利用者調査報告」に基づき、土地については最低1368万8000円、建物については最低2238万円が賠償されるべきであるとの点は争う。

(ウ) 「(5) 家財道具」は、個別の立証を待って改めて認否する。なお、

被告東電の策定した基準における賠償額は以下のとおりである¹⁵。

世帯構成 居住されていた 場所	単身世帯の場合 (定額)		複数人世帯の場合 (世帯基礎額+家族構成に応じた加算額)		
	学生	世帯 基礎額	加算額		
			大人1名 あたり	子供1名 あたり	
帰還困難区域	325万円	40万円	475万円	60万円	40万円
居住制限区域	245万円	30万円	355万円	45万円	30万円
避難指示解除準備区 域					

(4) 「第4 コミュニティを喪失したことの損害」(141頁)について
争う。

(5) 「第5 原告らの損害」(147頁)について
個別の立証を待って改めて認否する。

9 「第9章 結び」(148頁)について
争う。

¹⁵ 警戒区域、計画的避難区域(避難指示区域の見直しが完了していない区域)に居住されていた方については、居住制限区域・避難指示解除準備区域と同額の賠償を行う。その後、帰還困難区域に指定された場合は差額を賠償する。避難等にもなう管理不能等により1品あたりの購入金額が30万円以上の家財が毀損した場合には、修理・清掃費用相当額として、別途1世帯あたり20万円を定額にて賠償する方針である。

第4 被告東電の原賠法に基づく原子力損害賠償について

本件訴訟において、原告らは、原賠法3条1項外に基づき、被告東電に対して、本件事故に起因する原子力損害としての避難生活に伴う精神的損害、避難費用、休業損害、ふるさと喪失の慰謝料、財物損害、逸失利益（慰謝料）等の賠償を求めている。

原賠法3条1項は「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる」と規定し、被害者保護の観点から、原子力事故による原子力損害（「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害」をいう。原賠法2条2項。）について、原子力事業者に無過失責任を定めるものであり、民法上の不法行為法に関する特別法として位置付けられる。

そして、いったん原子力事故が発生した場合には、その原子力損害の発生は広範囲に及ぶことが予想され、原子力損害の賠償を巡る紛争が生ずることが予想されることから、原賠法はその18条において、原子力損害賠償紛争審査会の設置について規定し、同審査会の業務として、原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行ういわゆる裁判外紛争解決機関（ADR機関）としての役割を担わせるとともに（同法18条2項1号）、原子力損害の賠償に関する紛争の解決の基準となる、原子力損害の範囲の判定等の指針を定める役割（同2号）を法令上付与しているものである。

本件事故についても、原賠法の上記規定に基づき、原子力損害賠償紛争審査会における累次にわたる慎重な審議を経て、平成23年8月5日、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（中間指針、乙ニ共1）が策定され、その後も、同年12月

6日には「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」（以下「中間指針追補」という。乙ニ共2）が，また，平成24年3月16日には「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」（以下「中間指針第二次追補」という。乙ニ共3）が策定されているところである（以下，中間指針，中間指針追補及び中間指針第二次追補を総称して「中間指針等」という。）。

被告東電においては，中間指針等の策定を受けて，本件事故による原子力損害の賠償について被害者の方々への損害賠償手続を進めてきているところであり，今日までに多数の避難者の方々への賠償を行っている。被告東電としては，本件事故により避難を余儀なくされたの方々等への原子力損害の賠償について，中間指針等を踏まえ，公平かつ迅速な賠償を心がけながら，誠心誠意対応しているところであり，この点については本件訴訟の原告らに対しても全く変わるものではない。被告東電としては，原告らに対しても，中間指針等を踏まえ，損害賠償について誠意をもって対応する所存である。

第5 今後の進行について

被告東電としては，本答弁書第2において主張したとおり，今後なされる原告らの個別の事情に係る個別立証を踏まえて，本件事故に起因して原告ら各人に生じた本件事故と相当因果関係のある原子力損害について検討の上，原告らの賠償請求に対する具体的な認否及び主張をする予定である。その上で，主張の相違点について争点整理を行い，早期の賠償の実現に向けての審理の進行をしていただくことを希望する。

以上